

意見書

本意見書は、「平成 14 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会（構成委員は別紙の通り）」の第 2 回会合（平成 15 年 9 月 17 日開催）での議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取り纏めたものである。今回の議論の前提となる第 1 回会合（平成 15 年 6 月 13 日開催）での評価手法他に関する指摘事項は別添の通り。

1. 評価書の妥当性について

- (1) 評価手法の適用は適切になされている。ただし、以下を検討すべき。
 - ・ 評価の総合化及び段階評価に至る過程の明示、計画に含まれる「目標/取り組み例」の量的・質的評価の整合的な説明。
 - ・ 評価の観点として、国益や民間企業・金融機関からの視点にさらに配慮。後者についてはアンケート結果の活用。
 - ・ 各事業分野を取り巻く環境の記述を工夫して、「課題」と実際の業務との差を明らかにすること。
- (2) 今後の取り組み、改善策等の記述については、以下を検討すべき。
 - ・ 特定の取り組み、改善策等を提示する理由の明示。
- (3) 構成、表現振り等形式面の改善点については、以下を検討すべき。
 - ・ 簡潔な標題の設定や分かり易い記述。
 - ・ 記号等を使用した評価結果の平易な開示。

2. 制度運用の改善点について

- (1) 業務の現場による自己評価、対応策の提示については、以下を検討すべき。
 - ・ 現場の自己評価に基づく業務改善の促進。その過程で、例えば各事業分野毎の組織横断的なしくみを試みること。
- (2) 「目標/取り組み例」、「指標」の見直しについては、以下を検討すべき。
 - ・ 環境及び「課題」の変化を踏まえた「目標/取り組み例」、「指標」の機動的な見直しと、政策金融機関としての機動性の対外的説明。
 - ・ 「課題」と「指標」との間のミスマッチがないかどうかの検討。
 - ・ 追加的な「目標/取り組み例」として評価した事項につき、次年度以降の計画への取りこみを検討すること。
- (3) その他
 - ・ 他の政策金融機関等とも評価手法や結果に関する情報を共有し、比較検討すること。
 - ・ 試行錯誤しつつ、本制度を着実に進めていくこと。

平成 15 年 9 月 26 日

国際協力銀行業務運営評価制度
平成 14 年度年間事業評価に係る
外部有識者委員会
座長 高木 勇三

委員一覧（座長を除き 50 音順）

高木勇三 日本公認会計士協会理事（座長）

大住荘四郎 新潟大学経済学部教授

岡部直明 日本経済新聞社取締役論説主幹

角田博 社団法人日本経済団体連合会国際経済本部長

城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科助教授

第1回委員会議事要旨

1. 評価手法について

評価手法については、委員会より妥当との判断を得た。ただし、以下の点に留意することが指摘された。

- (1) 質的評価の観点のうち効率性については、必要不可欠な観点と認められる一方、政策金融機関としての業務の特性を踏まえ、どの程度これを用いるかは運用の中で検討していくべきである。
- (2) 段階評価に際し、「取り組みが不十分」等、現場の士気を下げするような表現は避けるべきで、業務改善に向けた具体的な行動を促すために、今後の対応策を提示することが望ましい。

2. その他の指摘事項

- (1) 政策金融機関のあり方を決定するのは原則として政治やマーケットであるが、本評価制度は、独立行政法人との相違点、政策金融機関としての独自性や自律性を明らかにしていくのに役立つであろう。
- (2) 業務戦略(中期計画)は、民間企業等の例から毎年見直すことも考えられるが、効果の発現に相応の時間を要する本行業務の特性を踏まえると、3年程度での見直しを想定する現制度は妥当である。ただし、「課題」への具体的な取り組みである「目標/取り組み例」、その実施状況を計る「指標」については、業務を取り巻く環境を反映し、適宜見直すことがあっても良い。

以上